

記

1. 有効期限を迎えた認定健康スポーツ医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方（令和2年2月以降が満期の方に限る）、また今後、令和5年12月までに有効期間の満了を迎える方につきましては、令和5年12月31日までに5単位を取得したうえで、更新申請の手続きをしていただく必要があります。有効期限が令和6年1月以降の方につきましては、特例措置が適用されないこととなります。

2. 期間外単位取得の取扱い

特例措置の対象者（有効期限が令和2年2月～令和5年12月の方）につきましては、更新必要単位取得後の日本医師会への申請時において、日本医師会認定健康スポーツ医制度運営委員会では個別審査は行いません。単位要件を充足した段階で、日本医師会の承認を経て、新しい認定証を発行いたします。

3. 特例措置を適用した方の次々回の有効期限について（別添図 参照）

次々回の有効期限に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響があります。

（例1）令和2年3月29日が有効期限の認定健康スポーツ医。令和2年3月までに4単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り1単位を取得できず、再研修会が再開し、令和5年12月31日までに残りの1単位を取得できた場合⇒申請に基づき令和2年3月30日から令和7年3月29日の認定証が認定健康スポーツ医に発行されます。

令和7年3月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、令和5年12月から令和7年3月までとなります。

（例2）令和4年3月27日が有効期限の認定健康スポーツ医。令和4年3月までに3単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り2単位を取得できず、再研修会が再開し、令和5年12月31日までに残りの2単位を取得できた場合⇒申請に基づき令和4年3月28日から令和9年3月27日の認定証が認定健康スポーツ医に発行されます。

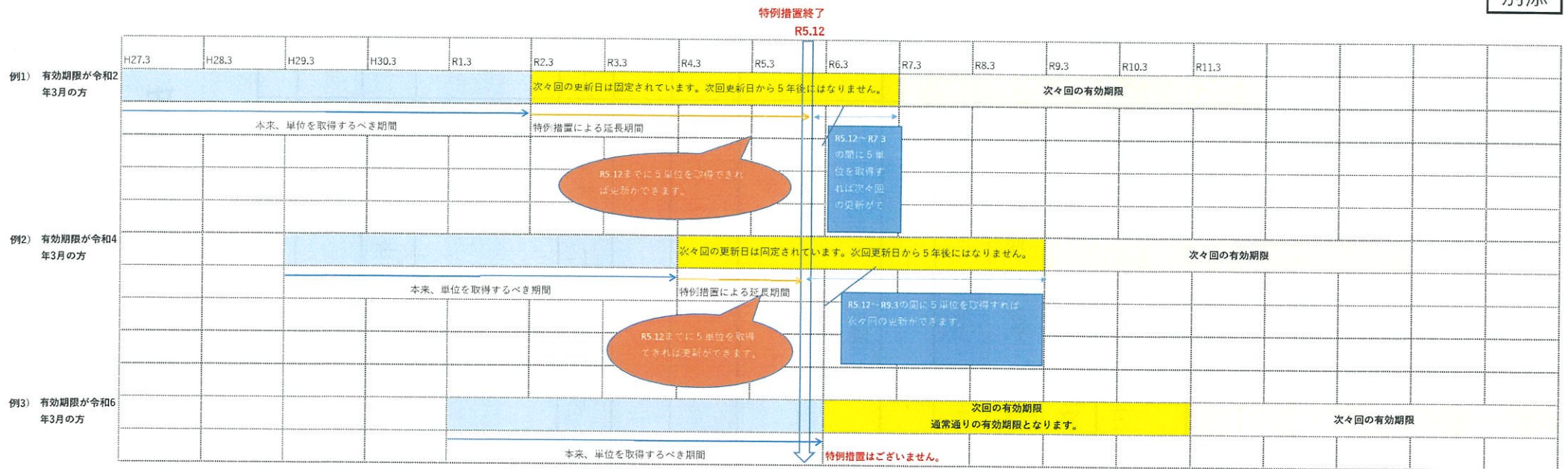
令和9年3月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、令和5年12月から令和9年3月までとなります。

4. 日本医師会ホームページへの掲載

本件につきましては、認定健康スポーツ医向けの本会ホームページに掲載いたします。

（ <http://nintei.med.or.jp/sportsdoctor/> ）

以上



※ 単位取得のリミットは、特例措置の終了までとなりますが、次々回の更新までに5単位取得するスケジュールがタイトになることも視野に入れて、なるべくお早めに単位を取得し、更新手続きをされることをお勧めします。